

実 習 生 受 入 規 程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人 小諸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において、社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員及びその他社会福祉関係等の資格を取得する事を希望する実習生を受け入れることについて、必要な事項を定めるものとする。

(実習生の受入)

第2条 実習生の受け入れは小諸市出身者とする。但し、本会会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(実習の内容等)

第3条 実習の内容、日程、期間等は事前に打ち合わせの上実施するものとする。

(実習の契約)

第4条 実習の委託契約については、この規程のほか、本会が定める基本的な契約内容に準じ、委託先機関で作成した契約書により、双方合意のうえ契約するものとする。

(実習場所)

第5条 実習場所は、本会事務所、介護保険事業所、障害者相談支援事業所及び本会所有の施設等とする。

(実習中の事故等)

第6条 実習生が実習中（通勤を含む）の事故については、実習生等が加入する保険で対応するものとする。但し、本会の瑕疵による事故については、本会の保険により対応するものとする。

(実習の委託金等)

第7条 実習の委託金については、契約内容のものとする。

2 委託先等の規定による実習費が設けられていない場合は、両者相談のうえ決定するものとする。

3 委託料の支払いについては、実習が終了次第、委託先に所定の請求書等を提出し、支払いを求めるものとする。なお、この支払いについては、本会の口座に振り込むものとする

(実習生の信用失墜行為等)

第8条 実習生が契約事項等に違反し、若しくは本会実習生としてふさわしくない行為があったとき又は本会の信用失墜に関する行為があると認められた場合は、実習生の実習を停止させ、又は実習受入の許可を取り消すことができる。

2 前項に規定する行為等があった場合は、以後委託を受けた団体等からの実習生は受け入れないものとする。

(守秘義務)

第9条 実習生が実習中に知り得た情報はすべて守秘義務とし、実習期間終了後も同様とする。

(その他)

第10条 その他実習生の受け入れに関し、疑義等が生じた場合は、本会と委託先団体等で協議のうえ決定するものとする。

附 則

この規程は平成24年4月1日から適用する